

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体(管理番号)	要望事項(管理番号)	別冊番号	グループ化番号	要望主体名	要望番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
なし	防衛庁においては、独立行政法人並びに、政府官署の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験を所管していない。	e		防衛庁は、独立行政法人並びに、政府官署の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験を所管していない。また、民間に委託開放の可否について、判断する立場がない。						206001	全庁	独立行政法人並びに、政府官署の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			株式会社アイイーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府官署の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理、合否判定・通知業務までの一連の作業業務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると見えます。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府官署でなくてはならない明確な事由が、妥当でないこと、民間に委託開放が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全庁で定められている国家試験ごと、省令等により、公益法人、資格認定事業団体等で、取り扱いが出来ないものとなっているもの、各官署の業務および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家資格試験業務の事務負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
-	貸付法第13条第3項の規定に基づき分任支出負担行為担当宣言を設置し、大臣等が海外出張する場合や自前事務の振替等が海外で活動する場合に必要な事項のうち、個人への支払いなどのクレジット決済ができない場合は、必要に応じクレジット決済の代わりにわゆるコーポレートカードを利用する。	d		物品調達・支払業務において、クレジット決済を活用するに当たり、規制となる法令はなく、現行制度下で対応可能である。引き続き、必要に応じ現行会計法令等に基づき、クレジット決済を活用している。			d		海外出張等の場合は安全に調達資金を確保する必要からクレジットカードを活用しているところであるが、国内における物品調達・支払業務においては、職員が立替払いを行うことはほとんどなく、官庁事務に設置された会計機関において処理されていること、クレジット決済によるコスト削減、業務効率化等の効果が顕著に認められていること、国内の調達・支払業務についても、検討したい。	206002	全庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジット決済システムの導入	5075	5075002			クレジット決済カード普及連絡会(クレジットカード29社、別冊参加カード会社社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジット決済システムの導入	管理費、社会福祉士、衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国家資格試験業務の、民間旅行業務取扱主任者、一般旅行業務取扱主任者、マンション管理士、管理業務主任者、宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を要望致します。	有府省庁において実施されている、物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジット決済システム(政府専用専用カード)の発行、決済システムの活用、共同アウトソーシングシステムの構築を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認、効果が見られた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジット決済システムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減、効率化において大きな成果を上げている。米国では毎年14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジット決済システムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省庁において検討をお願いしたい。	【ご参考】クレジット決済システムを導入している諸外国(米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、プエルトリコ等。物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジット決済システムを導入している国々	
自衛隊法今後の行政改革の方針16.12.24閣議決定等の閣議決定等	防衛庁の管理監督企業はないが、契約関係企業等の再就職は、一般職国家公務員と同様のルールに従って防衛庁長官が承認したのを除き、離職後2年間禁止。また、管理監督企業への再就職については、閣議決定により政府として定められたルールを遵守。	d		自衛隊法及び閣議決定等に定められたルールを遵守し、公務の公正性が確保されるよう、適切な再就職管理を実施してまいります。	今後の国家公務員再就職の再就職の在り方について、防衛庁としては、政府全体で取り組む必要がある。防衛庁として、自衛隊法に基づき、防衛庁の再就職を認めることとしている。また、その要件の確認と措置を講じており、その結果、平成16年度においては、初の防衛庁向け債権の流動化がなされた。今後も、上記及び、に留意しつつ、債権の流動化について必要な措置を適宜検討する。		d	国家公務員の再就職の在り方については、防衛庁としても、自衛隊法及び閣議決定等に定められたルールを遵守し、公務の公正性が確保されるよう、適切な再就職管理への取組を進めていく必要があると考えられている。	206003	全庁	行政機関の再就職の在り方について、防衛庁として、自衛隊法に基づき、防衛庁の再就職を認めることとしている。また、その要件の確認と措置を講じており、その結果、平成16年度においては、初の防衛庁向け債権の流動化がなされた。今後も、上記及び、に留意しつつ、債権の流動化について必要な措置を適宜検討する。	5110	5110014			特定非常勤活動法人(子どもに未来環境を推進協議会)	14	A	行政機関の再就職の在り方について、防衛庁として、自衛隊法に基づき、防衛庁の再就職を認めることとしている。また、その要件の確認と措置を講じており、その結果、平成16年度においては、初の防衛庁向け債権の流動化がなされた。今後も、上記及び、に留意しつつ、債権の流動化について必要な措置を適宜検討する。	行政機関(例えば財務省)の退職者(役員)が、その行政機関が管理監督企業を有する企業や関連団体(例えば、行政の公正性を損なうこと、禁止することが必要である。	近年、最近も、天下一りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令			
該当法令無し	防衛庁においては、債権譲渡法においても契約の履行の確保に万全が図られること及び、本債権に発生する紛争が未然に防止されることに基づき、企業間の契約履行完了後の債権及び契約履行中の債権のうち、一定の要件を満たすものについて流動化を認めることとしている。	d		防衛庁においては、債権譲渡法においても契約の履行の確保に万全が図られること及び、本債権に発生する紛争が未然に防止されることに基づき、企業間の契約履行完了後の債権及び契約履行中の債権のうち、一定の要件を満たすものについて流動化を認めることとしている。			d		防衛庁においては、契約履行完了後の債権については、リース債権を含め、すべての債権を譲渡の対象としている。また、譲渡対象者については、債権譲渡法において契約履行完了後の債権に発生する紛争が未然に防止されることに基づき、企業間の契約履行完了後の債権のうち、一定の要件を満たすものについて流動化を認めることとしている。また、その要件の確認と措置を講じており、その結果、平成16年度においては、初の防衛庁向け債権の流動化がなされた。今後も、上記及び、に留意しつつ、債権の流動化について必要な措置を適宜検討する。	206004	全庁	国・地方自治体向け全債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け全債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早い段階に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体(管理番号)	要望事項(管理番号)	別冊番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項(管理番号)	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
	防衛庁「目前隊としては、業務指導の充実・強化や業務指導能力の向上のための取組の充実・強化のための各種施策に取り組んでいるところであり、平成25年10月「人事関係施策等フォローアップ会議」において事前にフォローアップ作業を行うとともに、部外関係者からなる「人事関係施策等検討会議」において、部内検討では得られない現場レベルにおける有用な取組についても提示していただくといった特組みが構築されている。	c			上記のほか、隊員の職務に関連した専門的な各種課程教育等についても、係る専門分野毎に不祥事防止のための教育・指導は行われており、これらの教育・指導内容についても適宜直しを図り、充実・強化に努めているところである。					206005	全庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人 日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて各機関のコンプライアンスレベルを評価。コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつたから対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	国会、公務員による不祥事発見が頻発しているがこれを未然に防ぐためにも、何れもコンプライアンス意識を高めることにある。事後的には、監督組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。			
	行政手続等における権利保護の技術的利用に関する法律第3条	c及びe			防衛庁においては、本人確認が必要な手続に限り公的認証を求めており、全ての手続に一律に公的認証を求めないものではない。また、緊急によるなりすまし等の不正行為を防止するため、現行の手続から公的認証を除外することはできない。					206006	全庁	利用者サイドに立ったオンライン手続への見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチポイントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続への見直しによる電子化促進	電子的な手続を推進させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本の見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続に一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証を省略し手続きができるような検討を早期にお願しいたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネット上での手続に準ずるような必要な確認等の安全を十分確保したうえで多くの利用者によりオンライン手続きが非常に身近なものとなり利用の確率的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、未利用の簿部を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続きに幅広(利用者呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し、仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランザクションレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了する。行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。				
	IT政策パッケージ2.0(5)「平成17年2月24日IT戦略本部決定の「行政サービス」に電子政府の推進を規定。	c			防衛庁においては、各申請・納付を必要とする手続数及び利用対象者数が少ない。モデル事業による目標設定、評価の効果を望まないため、導入の対象として不相当である。					206007	全庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチポイントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国庫電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合窓口システム(総合窓口)の電子化のように各省庁の予備審査時に政府の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化した計画立案と事後評価を確実に行って欲しい。すなわちモデル事業を先行する省庁等に改善するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のために幅広く活用して欲しい対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					
	給食の実施に関する法律	c			前回の回答でも申し上げたとおり、自衛隊は自ら食事を整える必要があることから、給食業務の包括委託は困難であるが、自衛隊の事務・事業の部外委託化への取り組みの一つとして、現在、技部・労務職員を充てられている職務について、引き継ぎ等を充てておく必要がある職務と部外委託が可能な職務に再整理し、部外委託が可能な職務について、毎年の定年退職者を対象に合理化を追求しつつ、合理化が可能なポストについては雇用対効果、委託手法等の検討を行い部外委託を行うべく(概算要求を実施)したところ。駐屯地等給食業務についても、これまで技能職員(技曹)により行っている部分(調理の一部)について、定年退職者を対象に民間委託を行う(18年度概算要求を行っている。なお、今後上記方針に従い概算要求を行っている)予定である。						206008	防衛庁	自衛隊が運営する隊員食費の外部委託(市場化)に非ず)	5136	5136006			(社)日本ユニビジネス協議会	6	B	自衛隊が運営する隊員食費の外部委託(市場化)に非ず)	全国各地の自衛隊基地内の隊員食堂は民間で行われている給食業務の民間事業者への包括委託	現在約23万9千人の自衛官が、全国各地の基地内施設で朝・昼・晩の給食を受けているが、その訓練任務の特殊性から隊員食堂の運営は、業務委託と呼ばれる自衛官によって行われている。一食当たりの給食予算は決まっているものの、食費削減を目的として、人員・燃料費など所要経費はすべて自衛官で賄われている(固有地のため代金は無料)。情報開示がないためコスト比較は困難だが、民間に比べ隊員食堂の総コストは極めて高い水準になっていると見られる。国防組織は自己完結が建前とはいえ、すべての隊員食堂を自衛隊自身が運営する必要はなく、外部委託が適当なケースが少なくない。民間/ノウハウを導入することで効率化とサービス向上が図られるだけでなく、人員・経費の削減効果によって、貴重な国防予算をより重要な防衛課題に振り向けることが可能となる。	前項、「再整理の上、民間委託を行う(概算要求を行う)」と回答があるが、その後の展開を教示願いたい。	基地内で民間人が給食業務に従事する場合、防衛機密保持のため厳しい資格要件と様々な規制が課されることが予想される。	